



安全配慮義務

産業医科大学 立石 清一郎

安全配慮義務とは

労働契約法 第5条

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

視点

- 予見可能性
- 結果回避可能性

病者の就業禁止

労働安全衛生法

第68条 事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。

労働安全衛生規則

第61条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第一号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

- 一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- 二 心臓、腎臓、肺等の疾病で**労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者**
- 三 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 事業者は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の**医師の意見をきかなければならない。**

関連パート 1.3 診断書と意見書

主治医と産業医の情報

主治医

- 患者さんの診療情報（正確）
- **診療情報に基づく正確な病態生理**
- 最新のエビデンス



例；心不全

産業医

- 患者さんから聴取される病状（時に不正確）
- 労働者の仕事の情報
- 職場の配慮可能性

「予見」はリスク評価：正しい情報がなければ評価は不十分

配慮の類型1

1. 安全と健康の確保

治療と仕事の両立支援に際しては、就労によって、「**疾病の増悪、再発**」や「**労働災害**」が生じないように、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行うことが就業の前提となる。従って、仕事の繁忙等を理由に必要な就業上の措置や配慮を行わないことがあってはならないこと。

関連パート 2.2 安全配慮義務

©産業医科大学 立石康一郎

3

1.2 留意事項

仕事（作業）をすることで疾病経過に直接的に何らかの影響を及ぼす可能性がある。医学的な病態生理から判断し配慮内容を検討する。

疾病により影響を受けている特定臓器に対する「**高負荷業務**」の場合に該当する可能性。

例：

- ・ 肺がん患者（呼吸機能低下者）の呼吸器負担
- ・ がんの腰椎転移患者の重量物負担

藤野ら. 産業医が実施する就業措置の文脈に関する質的調査.
産業衛生学雑誌 2012; 54 (6): 267-275を著者改変

配慮の類型 2

1. 安全と健康の確保

治療と仕事の両立支援に際しては、就労によって、「**疾病の増悪、再発**」や「**労働災害**」が生じないように、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行うことが就業の前提となる。従って、仕事の繁忙等を理由に必要な就業上の措置や配慮を行わないことがあってはならないこと。

関連パート 2.2 安全配慮義務

©産業医科大学 立石清一郎

3

1.2 留意事項

仕事（作業）をすることで、自己のみならず他者を巻き込むような重大な災害が引き起こされる可能性がある場合の配慮。「**失神**」や「**認知機能**」に障害が出た場合に該当。基本的には「**高危険業務**」の場合に該当する可能性。

例：

- てんかん患者のクレーン車作業
- 不整脈による失神既往者の高所作業

藤野ら. 産業医が実施する就業措置の文脈に関する質的調査. 産業衛生学雑誌 2012; 54 (6): 267-275を著者改変

配慮の類型 3

2. 労働者本人による取組

治療と仕事の両立に当たっては、疾病を抱える労働者本人が、主治医の指示等に基づき、治療を受けること、服薬すること、適切な生活習慣を守ること等、治療や疾病の増悪防止について適切に取り組むことが重要であること。

©産業医科大学 立石清一郎

4

1.2 留意事項

仕事（作業）による影響で本人の健康管理がおろそかになり本来必要な治療の継続ができなくなる場合への配慮。

例：

- 受診日に休みが取れる配慮
- 夜勤・長時間残業による疲労が蓄積し治療がおろそかになる（内服できない・受診を忘れる）ことを防止

藤野ら. 産業医が実施する就業措置の文脈に関する質的調査.
産業衛生学雑誌 2012; 54 (6): 267-275を著者改変



このコンテンツは、厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

「医療機関における治療と仕事の両立支援の推進に資する研究（20JA0601）」

研究代表者 産業医科大学 立石清一郎 により作成されました。